



(写真提供者：神崎 優美 会員)

# 司法書士 かがしま

会報 No.102

# KAGOSHIMA No. 102

新年のご挨拶	鹿児島県司法書士会会長	上前田 和 英	1
新年のご挨拶	鹿児島地方法務局長	三 浦 信 幸	3
新年のご挨拶	鹿児島地方・家庭裁判所長	廣 谷 章 雄	5
新年のご挨拶	鹿児島地方検察庁検事正	吉 田 正 喜	6
新年のご挨拶	日本司法支援センター(法テラス)鹿児島地方事務所所長	鳥 丸 真 人	8
新年のご挨拶	鹿児島県土地家屋調査士会会長	桐 原 茂 太	9

## 関係団体 新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟会長	新 山 隆 志	11
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会理事長	安 田 雅 朗	12
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部長	内 田 大 介	14
鹿児島県青年司法書士会会長	藺 田 貴 充	15

## 「年男・年女」アンケート

濱 田 満 男	南 薩 支 部	17
浦 田 重 男	鹿 児 島 支 部	18
池 辺 政 興	大 隅 支 部	19
吉 福 征 男	鹿 児 島 支 部	20
上 中 清 輝	鹿 児 島 支 部	21
新 山 隆 志	鹿 児 島 支 部	21
喜 山 修 三	鹿 児 島 支 部	22
國 師 博 文	鹿 屋 支 部	23
鎌 田 哲 也	南 薩 支 部	24
森 邦 也	鹿 児 島 支 部	25
芝 田 淳	鹿 児 島 支 部	26
里 村 紀 幸	大 島 支 部	27
山 田 優 作	霧 島 支 部	28
福 嶋 哲 平	鹿 児 島 支 部	28
内 田 雅 之	鹿 児 島 支 部	30

## 特別寄稿

「年次制研修会」に参加して	大 塚 一 陽	31
年次制研修会に参加して	田 中 孝 史	32
ソフトボール奮闘記	田 中 栄 一 郎	34

## 「ちょっとおじゃまします」事務所紹介コーナー

神崎正泰司法書士事務所	編集部	36
木藤事務所	編集部	39

## 新入会員紹介

中間智美	鹿児島支部	42
------	-------	----



## 新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 上 前 田 和 英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年も、政府は、主眼として掲げた経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、まだまだ地方においての景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われまます。

本年は、夏季オリンピックがリオデジャネイロで開催されますが、昨年ラグビー日本代表がワールドカップで活躍し、日本国民に感動を与えてくれたように、また良い結果をもたらして欲しいと、期待しております。

さて、昨年の5月に2期目となる会長に就任して以来早7ヶ月が経過しましたが、新たに5名の役員が就任した新執行部での事業につきましては、委員会等の編成に時間を要してしまい、事業計画における執行がやや遅れることとなり、残された3ヶ月で対応していくこととなりますので、ご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

新執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度の充実発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならないと感じております。

まず、司法書士法改正についてですが、皆様方に会報・会務報告等で再三お伝えした前連合会執行部の内容として①「目的規定を廃止し、使命規定を新設」②「懲戒権者を法務大臣に変更し、戒告処分に聴聞の機会を新設」③「会員の研修受講の努力義務を受講義務に強化」の改正を目指し、市民の負託に応えるための信頼回復に努め、その後「業務に関する事項」の改正を実現していく予定とのことであります。

しかし、皆様方もご承知のとおり昨年6月の連合会総会において会長が変わり新執行部が組織されたことにより、次の内容①「使命規定の新設」（継続）②「懲戒制度の改正の追加事項として除斥期間を新設」③「法律相談権の獲得」（新規）④「非司法書士等の取り締まり」（新規）を優先事項とし、引き続き検討する事項として、①「家事事件への関与等」②「簡裁代理権の拡充

等」③「登録前研修の義務化」を掲げ、司法書士法改正の方向性の変更がなされましたが、まだまだ確立しない不安定な状況にあります。

今後も、司法書士法改正については、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせしていきたいと考えます。

また、今年度の事業計画として代議員制総会から全員総会へ移行することを主眼とするために立ち上げた、会則等改正検討委員会が毎月1回のペースで会合を開催し、会則・規約・規則等の見直し作業を進めており、本年1月に離島支部の代表会員を交えた拡大会議を開催し、その後に会則等の改正案を各支部総会等でご説明し、ご理解を得た上で、本年5月28日開催の本会定時総会に議案提案したいと考えております。

最後に、会員皆様のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 三浦 信幸

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、お元気で新年を迎えられたことと拝察し、心からお喜び申し上げます。

旧年中は、法務局の業務の適正・円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

平成27年を振り返ってみますと、ラグビーワールドカップイングランド大会において強豪の南アフリカに逆転勝ちした日本代表の歴史的勝利、フィギュアスケートグランプリファイナルにおける羽生結弦選手の高得点での3連覇などスポーツ関係の話題や、北陸新幹線の開業、国産初のジェット旅客機MRJの初飛行など社会的に明るい話題のほか、マンションのくい打ちデータやインフルエンザワクチン作成方法の偽装といった国民の信頼を大きく裏切る事案、全国的に活発化した火山活動、特に、噴煙の高さが9,000メートル以上になった口之永良部島の新岳の爆発的噴火による住民の島外避難、大雨による茨城県の鬼怒川等の堤防決壊による甚大な被害、鹿児島県内における50年に一度の大雨など様々な話題があった1年でした。

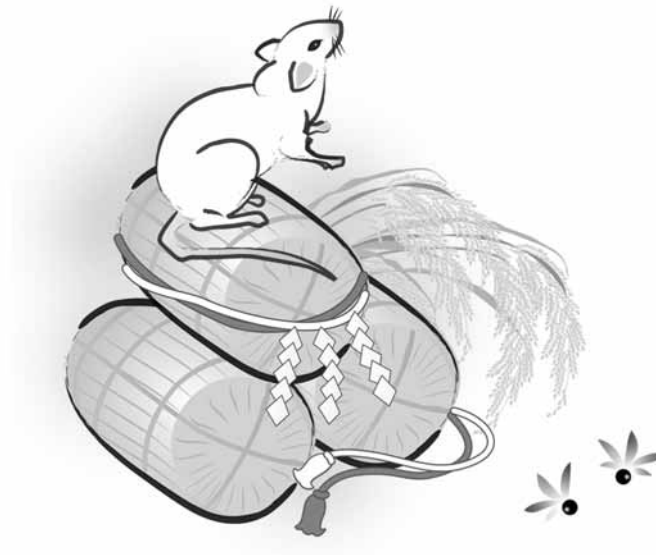
また、鹿児島地方法務局においては、会員の皆様の御協力をいただき、登記及び供託事務の適正な処理、オンライン申請の利用促進、登記相談の予約制の推進などの課題について、積極的に取り組み、一定の成果を挙げることができたものと考えています。

新しい年を迎えて、これらの課題はもちろんのこと、「空家等対策の推進」「所有者不明土地問題」などの新たな課題についても、法務局の役割を踏まえて積極的に取り組みたいと考えております。

新たな課題の一つである「所有者不明土地問題」は、長期間にわたり相続登記がされず、土地の所有権登記名義人又は表題部所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となっている土地に関するものであり、公共事業等における迅速な用地取得などに支障が生じていることについて、各種報道がされているほか国会でも取り上げられています。登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり、強制したりすることは難しいと考えられますが、公示の観点からは、相続登記が速やかにされることが望ましいため、法務省のホームページに相続登記の促進に関する記事を掲載し、登記手続を行うことの意味やメリットについての理解が進むよう取り組んでいるところです。今後、貴会とも連携して、更に取り組を推進していくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

ところで、平成27年の今年の漢字は「安」になりました。この文字に込める思いはそれぞれ違うようですが、登記・供託制度は、司法秩序の基盤、社会経済活動のインフラとして、社会生活に安心をもたらすものであることは間違いのないところです。法務局や司法書士会を取り巻く環境は、時代の要請とともにめまぐるしく変化していますが、これからも登記・供託制度がその役割をしっかりと果たしていくためには、貴会と法務局の緊密な連携、協力が必要不可欠と考えておりますので、引き続き、法務局への御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、会員の皆様には、登記・供託のみならず、簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め、国民に身近な法律専門家として一層活躍されることを期待するとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 廣谷章雄

新年おめでとうございます。鹿児島県司法書士会会員の皆様は、どのような新年をお迎えになったでしょうか。

私は、昨年12月18日付けで鹿児島地家裁所長を拝命しました廣谷章雄（ひろたにふみお）と申します。前任庁は千葉地裁（民事部）でした。

鹿児島は、初めて訪れる土地ですが、着任したその日から雄大で美しい桜島に見とれ、豊かな食材に舌鼓を打ち、時には点在する温泉に浸かり、穏やかな人情とゆったりとした空気に包まれながら、暮らし始めております。歴代所長の例に漏れず、早くも鹿児島のファンになっております。

鹿児島県司法書士会会員の皆様には、簡易裁判所における訴訟や調停の代理人として、紛争の適切な解決に尽力していただけるとともに、家庭裁判所における成年後見人としてもご尽力いただき、感謝しております。いずれの仕事も、国民の権利や利益を守る重要な仕事であり、高い法的素養と見識が求められるものです。鹿児島県司法書士会においては、各種の研修会の開催等を通じて、所属会員のスキル向上を目指されているとお聞きし、大変頼もしく思っております。今後とも、お互い高いレベルの仕事ができるよう、意見交換の機会を持つなど、切磋琢磨していきたいと考えております。

ご承知のとおり、現在、情報セキュリティの問題が大きな社会的関心事になっています。個人情報情報を扱う裁判所や司法書士が、その漏洩がないよう留意すべきことは当然のことだと思います。事件処理に当たり、裁判所と司法書士が電磁的記録のやり取りなどをするということもありますが、ウイルスチェックの徹底など、お互い万全の対応を取っていきたいと考えております。また、今月1日から、マイナンバー制度が施行されました。マイナンバーは重要な個人情報ですので、同様に、お互い慎重な取扱いが求められると思います。

冒頭に述べたとおり、私は着任してまだ日は浅いです。今後、司法書士の皆様を含む多くの方と語り、鹿児島各地に足を運び、鹿児島のことをよく知りたいたいと思っております。そして鹿児島の司法について考えたいと思っております。是非、よろしく願いいたします。

最後に、今年が鹿児島県司法書士会及び同会会員の皆様にとって良い年となりますよう祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 吉田正喜

新年明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、私ども鹿児島地方検察庁に、多大なるご理解ご協力を賜り、まことにありがとうございました。本年も、当庁職員一同、基本に忠実に誠実かつ謙虚な姿勢で職務に精励する所存であり、どうぞよろしく願いいたします。

さて、私どもが携わります刑事司法は、本年、刑の一部の執行猶予制度の導入・実施という大きな変革を迎えることとなります。そこで、この場を借り、刑の執行猶予等についてご説明させていただき、皆様のご理解、そしてご協力を賜ればと思う次第です。

皆様ご承知のとおり、刑事裁判における有罪判決では、刑の言い渡しが行われますが、執行猶予に関係するのは主に懲役刑です。

懲役刑は、罪を犯した者を刑務所に収容した上様々な労役作業を行わせる刑ですが、刑務所では、再犯防止と改善更生、つまり受刑者が再び罪を犯すことを防ぐために、様々な教育・指導等も行っており、先ほどの労役作業も、稼働意欲・姿勢を醸成し再犯防止に連ねるという意味もあります。このような、刑務所の受刑者に対する各種措置を「処遇」と呼んでいます。

一方、執行猶予の言い渡しを受けた者は、直ちに刑務所に収容されることはありませんが、例えば「懲役3年、5年間この刑の執行を猶予する」という判決を受けた者は、5年間の執行猶予期間中に、再度犯罪を犯したような場合には、執行猶予が取り消され、懲役3年の刑が現実に執行され刑務所に収容されるけれども、執行猶予期間中に何事もなく過ごし終えれば、もう刑が現実に執行されることはなくなるということになります。要するに、執行猶予の言い渡しを受けた者は、また悪いことをすれば刑務所に収容されてしまう、悪いことをしなければ刑務所に収容されることがなくなる立場に立たされ、これにより心理的に自ら再犯防止と改善更生に向けて動くことが強制されることになり（これを「心理的強制」と呼びます。）、このような措置を「社会内処遇」と呼びます。

なお、執行猶予が付されない場合には、現実に刑務所に収容されますので「実刑」という呼び方がされ、「施設内処遇」という呼び方がされます。

ところで、これまでは、言い渡される全部の刑について、実刑にするか執行猶予にするかしか選択することはできませんでしたが、新たに導入される刑の一部の執行猶予制度は、例えば懲役

3年の刑であれば、刑の一部、例えば2年を実刑として施設内処遇をし、その後のその余りの刑、つまり1年を執行猶予として社会内処遇をすることを可能にするものです。これまでの実刑の場合、いかに充実した施設内処遇がなされ改善・更生の成果を上げたとしても、それは所詮、刑務所内という特殊な世界の中でのことであり、刑務所出所後の一般社会において、何らの手当もないうまま、なおその効果を維持できるかについては不安が残り、罪を犯した者の再犯防止・改善更生を図るために、一定期間、実刑つまり施設内処遇を行った上、その効果を維持・強化するため、相応の期間、執行猶予にして執行猶予の取消しによる心理的強制の下で社会内において更生を促す社会内処遇を実施することが、その者の再犯防止・改善更生のために有用である場合があるという考えによるものです。

ただし、この制度が的確に機能するためには、従来よりも増えることが想定される社会内処遇を受ける者に対しての手当が適切であることが必要であり、そのために保護観察所による措置等が準備されていますが、これらだけではなく、受け入れる社会の側が、社会内処遇を受ける者の改善・更生を理解しその手助けをすることが強く期待されるところです。

そこで、かねて、市民への法的サービスの拡充等の崇高な理念を掲げられ、公益的活動にもご尽力されてこられ、また社会内に様々な関係をお持ちの鹿児島県司法書士会の皆様におかれましても、新しい刑の一部執行猶予制度にご理解を賜るとともに、社会においてご理解と手助けの輪を広げていただくためのご支援を賜れないものかと考えている次第です。

最後に、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と会員の皆様の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は、昨年4月に永山所長の後任として、法テラス鹿児島地方事務所の所長に就きまして、おかげさまで無事に最初の年を越すことができましたようです。鹿児島県司法書士会からは児玉副所長が執行部に入れ、法テラス、鹿児島県弁護士会と良好な関係が維持されています。上前田会長はじめ皆様には、書類作成援助、法律相談援助、審査、情報提供業務等にご協力いただき、ありがとうございました。

平成13年に「事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へ」を標榜にした司法制度改革が歩み出し、平成16年に制定された総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日、日本司法支援センターが設立されました。法テラス鹿児島地方事務所は、その年の10月に業務を開始しました。本年は節目となる記念すべき10年目を迎えることとなります。

法テラス鹿児島地方事務所は、これまで9年余にわたって、順調に業務を遂行することができましたが、これもひとえに鹿児島県司法書士会の皆様にご協力をいただいていたおかげです。

昨年に審議予定であった総合法律支援法の改正案は、安全保障関連法の制定のあおりで、いつ審議されるか分からない状況ですが、法テラスは、高齢者、障がい者その他法的サービスを自動的に受けることが困難な人を念頭に置いて、アウトリーチの手法を取り入れた司法ソーシャルワークの推進を事業計画の中核に据えて、その遂行に着手しています。鹿児島県司法書士会の皆様には、これまで以上にご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

司法制度改革の言葉がなかった時代、弁護士がいない地域で住民の相談相手になり、法的問題の解決策を図る役割を担っていたのは、司法書士でした。登記の依頼に結びつかない相談も多かったでしょうが、地域に密着した日々の営みに住民の信頼が厚かったことと思います。現在では、司法過疎対策が一定の成果を上げるとともに、司法書士の職務の領域が拡がり、市民のための司法を実現するのに司法書士の存在が不可欠です。とりわけ、成年後見や相続の分野では、司法書士の活動が秀でています。鹿児島県司法書士会は、南大隅地区司法書士法律相談センターを設置されるなど、これまで司法過疎対策に取り組み、国民のための司法を実現するために一翼を担ってこられました。地域住民の期待に鑑み、これからもいっそうのご活躍が期待されます。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 桐原 茂 太

明けましておめでとうございます。

希望溢れる新しい年を迎えて、司法書士会の皆様方におかれましては益々ご清祥のことと深甚よりお慶び申し上げます。そして、旧年中はもとより常日頃から鹿児島県土地家屋調査士会にご支援、ご厚情かつご理解を賜りまして深謝申し上げます。本年も当会は、私法秩序を整える関係者の皆様と国民の皆様の負託に応えられるように、より良い鹿児島県土地家屋調査士会として活動していく所存ですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年度、新執行部となりまして半年が経過しました。この執行部のコンセプトは偏った属人的な組織運営に依らない、役員全員参加のオープンでディスクローズされた組織運営です。当然至極のことですが、この広い鹿児島県全体からの均一感を持った役員の招集は、持続可能性の観点から見れば困難極まりないことです。取り敢えず新執行部役員の半数を地方支部から賄えたことは、現役員皆の県会運営に対する責任意識が一致したからだと確信しております。

そこで、鹿児島県土地家屋調査士会の事を少しご報告いたします。

まず、センターかごしまの認証を得る方向で会務を運営しております。この件につきましては、弁護士との連携をポジティブに捉えて、それらの方々との繋がりによる認定土地家屋調査士の利活用の向上とスキルアップ、そしてその結果として認定資格者の増加を期待しています。また、隣接地の所有者不明事案等の事件処理に、これからの利用増加が予想される筆界特定制度との関係もありますので、当会としては『土地境界鑑定人』なる土地境界の鑑定技術と紛争当事者との対話術を習得した“ネオ”認定土地家屋調査士の育成を図り、皆様方の利便性を高めるために専門的な研修を実施しております。

次に、綱紀案件の全件委嘱について、昨年、貴会からご講義を頂きましたが、当会も、綱紀委員会に会員以外の第三者委員（弁護士）を入れて対処していくことを理事会決議しました。これにより昨今多発する苦情から綱紀案件までの関係事案に原理原則を以て毅然と対応していくことで国民の信頼はもとより会員の帰属意識の確認にも繋がると確信します。

また、司調センターに事務所を構える当会、公嘱土地家屋調査士協会、司法書士会等のこれからの事務所の運営の在り方を、皆で一緒になって話し合える機会を早急に実現したいと思う気持ちは一緒です。一部未確定で噂話程度のものと取り沙汰されている事案についても看過せずに対処していきましょう。

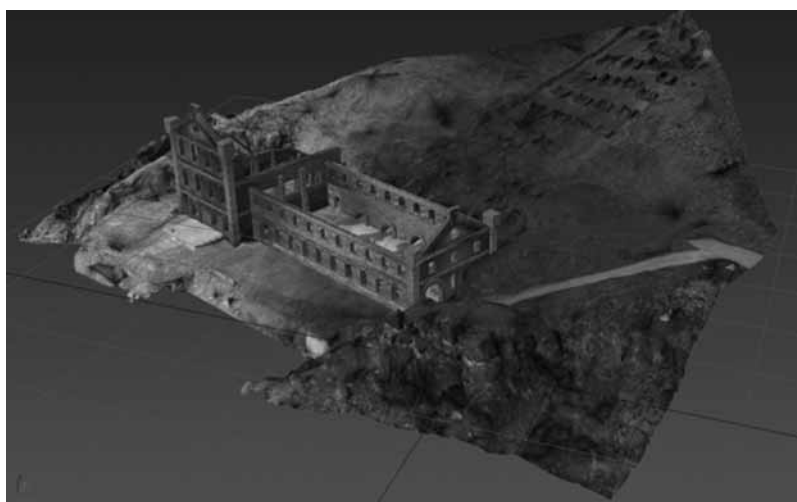
そして、計画ですが、毎年、『土地家屋調査士の日』恒例の公嘱との共同による公開講演会を、

7月31日を振り替えて7月29日金曜日に開催を予定しております。去年の世界文化遺産登録にご尽力なされた一般財団法人産業遺産国民会議（専務理事が加藤康子様）に講演依頼（打診中）をしております。次期世界文化遺産候補と言われている私の地元の曾木発電所遺構を、トプコンが3Dスキャンして米国のNPO法人CyArkサイアークが成果をネットで閲覧可能にしています。それらの事も少し絡めての講演会ができればいいなと思います。去年、鹿児島に3つの世界文化遺産が誕生して県も活性化しておりますので、この流れに沿って、これに携わった土地家屋調査士を少しでも告知できればと期待します。

最後に、私は、今年、申年男で還暦です。そこで、自称ハルキ(村上春樹)ストとしてのメタファーな独り言で締めたいと思います。

すべては“鼠”から始まった。そして、繋がり往く『羊をめぐる冒険』では、無始無終の“鼠”に導かれるように自分探しの戦いに挑み、時空を来往して『品川猿』では、無意識、意識下に迷い込み、『ねじまき鳥クロニクル』では、何かを探し求めそして抗いさらに巡り続ける。

皆様。素晴らしい年になりますように！





## 新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 新山 隆 志

新年明けましておめでとうございます。

会員各位並びに本会報を手にされた皆様におかれましては、健やかな新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。

さて私ども政治連盟は、司法書士が業務として取り扱う登記手続き・裁判事務手続き等を通じ、真に依頼者である国民の皆様の負託に応えるべく、関係法令の改正の推進等を行っております。また、良質かつ充実した法的サービスを国民の皆様に提供するため、専門職能たる司法書士の視点から関係議員の方達と勉強会等を行うことにより、さらなる司法書士制度の改善を目指しております。

現在、皆様のご存知の通り国内においては少子高齢化が進み、各自治体においても人口減少に歯止めがかからないことが喫緊の問題となっております。また、国においても経済の再生、安全保障の問題、TPPの問題等に取り組んでいます。経済については、未だ完全に回復したとも言えませんし、安全保障についても隣国との関係並びにISの存在等により決して安心できるものでもなく、さらには国際社会の中において国として生き残るため、国内の農地が荒れることについてはあえて目をつぶりTPPに参加したものと思われれます。それらの諸問題に対応するため、国及び各自治体により国民一人ひとりが住みやすい街づくりの模索、充実した政策の推進及び将来の人口推計を計算すること等で、今後の施策をどのように決定していくべきかの検討がなされております。

私たち司法書士は、公共嘱託登記協会における活動として「空き家対策」「嘱託登記の推進」「農地の集積化等の為の登記手続き・相続人不明地への対応」などを、リーガルサポートにおける活動として高齢化の進む現代において「成年後見制度」の適正な運用ができるよう積極的に取り組むとともに、市民後見制度への取り組みを、若手の司法書士で構成される青年司法書士会における活動として「路上生活者等に対する生活支援の対応」等を、鹿児島県司法書士会における活動として「未成年者への法律教室」等に取り組むことで、国民の皆様の身近に存在し、社会貢献活動に寄与しているところであります。

私ども政治連盟は、今後も司法書士関連団体の活動を支援することにより、さらなる制度発展に努めてまいりたいと考えております。

本年が、皆様にとって健やかで良い年でありますよう祈念しまして新年の挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年8月の総会において理事長に再任となりました。一般社団法人への移行を終え一安心したのも束の間、この厳しい状況をいかにして乗り越えていくか方途を模索しているところであります。微力ではございますが、引き続き公嘱協会の維持・発展のため協会の運営に努めていく所存でありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

公嘱協会をとりまく環境は全国的に厳しい状況であり、設立時は全国に50協会ありましたが、現在は34協会となりました。九州は、福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県が存続していますが、一様に受託の増加がなかなか見込めないと報告を受けています。

このような状況の中、多くの協会が解散していますが、岩手県協会におかれては平成24年に解散したものの、復興事業に携わるために有志で集まり再度法人を設立したと伺っています。各自治体には道路や農地の未登記問題や空き家問題等、公嘱協会の職能を活かせる案件はまだ山積していると思われます。災害等何か起きてからではなく、今から手をつけていただくよう、各自治体に継続的に働きかけていくことで少しずつ良い方向へ向かっていけるのではないかと考えます。当協会の今後のあり方については、判断を誤ることのないよう会員の皆様のご意見も伺いながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

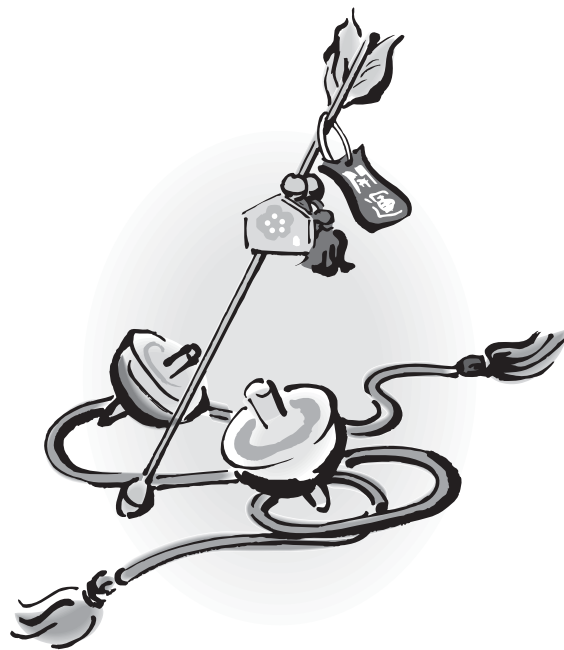
今年度も継続して、各自治体に対し当協会の積極的な活用をお願いしているところです。鹿児島県においては、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいとお話をいただいております。少しずつではありますが、相続調査等の依頼を受けています。また、県議顧問の先生方のお力添えをいただき、簡易裁判所での訴訟手続案件については公嘱協会に発注いただくよう要望いたしましたところではあります。

鹿児島市においては、市議顧問の先生方に当協会の状況をご理解いただき、空き家問題についても協会ができて得ることはないか要請しているところです。また、道路管理課から受託している相続調査について、土地家屋調査士協会との連携を密にし、業務の流れを定着させ、他の課についても活用いただけるようお願いしてまいりたいと考えています。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会の案内等を行っており、契約していない市から不在者財産管理人の選任申立を依頼したいというお話をいただきました。このようなわずかな業務も確実にこなしていき、次の業務の受託につなげたいと思います。会員の皆様におかれましても、

自治体等から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがありましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。また、社員の皆様におかれましては、定期的に業務研修会も開催いたしますので、公嘱協会への積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。







## 新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部長 内田 大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年6月に鹿児島支部長を拝命しまして、まだ6ヵ月を経過したにすぎませんが、この一年は当法人全体において、また鹿児島支部において非常に濃厚な年となりました。

後見人司法書士による横領等の不祥事が全国で複数発覚したことを受け、その対応、原因の究明及び再発防止策の策定を喫緊の課題として取り組んだ一年であったように思います。鹿児島においてはこのような不祥事はいまだ1件も発生しておりませんが、自らの執務姿勢を見直し、責任の重さを再認識する契機となりました。また、この問題を検討するにあたり、鹿児島家庭裁判所及び鹿児島県司法書士会と数度にわたり協議させていただいたことで、今後のさらなる連携に向けて密接な関係を築く機会を得られたことは当支部にとって誠に心強く、ありがたいことでした。

さて、厚生労働省が認知症高齢者の増加への対応策として掲げている『地域包括ケアシステム』では、さまざまな機関の連携が必須とされていますが、我々リーガルサポートもその一翼を担うべく関連団体との関係づくりを進めております。地域包括支援センター等からの個別相談への対応、地域ケア会議への参加等、社会資源の一つとして司法書士に寄せられる期待に応えられるよう、組織としてバックアップする態勢を整えてまいりたいと思います。

近年、一段と広がりを見せつつあります市民後見人養成事業は、市民、行政、関係機関が一体となった、新たな権利擁護形態と言えますが、そこで成年後見に携わる専門職として司法書士が担うべき役割があると考えており、どのような形で関与させていただくことができるのか、模索してまいります。

また、今年度から未成年後見人事件の受託における支援体制構築、金融機関との成年後見相談取次サービス等、あらたな取り組みも動き出しておりますので、会員の皆様のご理解とますますのご協力をお願いいたします。

最後になりますが、会員の皆様のご多幸とますますのご活躍をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 園田 貴 充

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、きたる3月5日、6日に開催されます全国青年司法書士連絡協議会（以下、「全青司」といいます。）の総会にあたるなら全国大会におきまして、当会の梅垣会員が全青司会長に就任することが予定されており、本年は当会にとりまして特別な年となります。平成19年に鹿児島全国大会が開催されたことは皆様の記憶にまだまだ残っていることと存じますが、他県の青年会会員からは、当会に所属しているというだけで当時の全国大会につき称賛を受けることがしばしばあります。その鹿児島全国大会では実行委員長を支える事務局長として尽力し、それ以降も全青司で活躍を続けてきた梅垣会員が、自身の集大成として会長職を受けるに際し、それを全うできるよう、当会は一丸となってサポートしていく所存です。なら大会には、是非とも沢山の会員の皆様に参加していただき、全青司の活動を肌で感じていただきたく存じます。

会員の皆様におかれましても、ご理解とご協力のほど、何卒よろしく願いいたします。

ところで、私は昨年6月に当会の会長に就任し、現在折り返し地点に立ちましたが、この半年間で、全国一斉養育費相談会、生活保護110番、労働110番、更生保護施設における法律教室・相談会を計2回、毎月第2日曜日の青空相談会（甲突川沿いでの路上生活者への炊き出し・相談会）などの事業をおこなって参りました。任期の後半は、児童養護施設における法律教室に重きを置いて活動をしていく予定ですが、より子供たちにわかり易く身近な法律教室を実施できるよう、現在、同教室の従来の資料を刷新中です。また、天候不良により延期となっていた夏季レクリエーションの実施、任期前半からの継続的事业として更生保護施設における法律教室・相談会、青空相談会もおこなって参ります。既に沢山の会員の皆様にご協力をいただいておりますが、引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

先に触れました平成19年の鹿児島全国大会においては、「義を見てせざるは勇なきなり」とのテーマのもと、様々な議論・研修がおこなわれたと聞いておりますが、現在の当会のおこなっている事業を改めて見ますと、このテーマに沿って執り行われていることを感じます。当会は、現在、正会員73名、賛助会員50名の計123名の会員の皆様に所属いただいておりますが、他県に比べても充実した会員数を誇っておりますが、本年は、先に述べさせていただいたとおり、通常事業に加え、梅垣会員を支えるべく全青司の事務局運営もおこなってまいります。「義」をどのように捉

えるかは会員それぞれで異なることは承知の上で、会員の皆様に「義」を重んじていただき行動に移っていただければ、自ずと充実した1年になることと思います。もちろん、私たち執行部も全力を尽くして当会の運営及び全青司事務局の運営を行ってまいります。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



# 「年男・年女」アンケート

「年男・年女」の会員から、このコーナーでは、主に次の項目で原稿をお寄せ頂きました。

- ① 氏 名
- ② 所属支部
- ③ あなたの健康法は？
- ④ あなたの座右の銘は？
- ⑤ 最近、嬉しかったことは何ですか？
- ⑥ 司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？
- ⑦ あなたを動物にたとえると何の動物ですか？
- ⑧ あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせ下さい
- ⑨ 自由作文「申年に想う」



## 申年（年男）に想う

② 南薩支部      ① 濱 田 満 男

### ③あなたの健康法は？

お茶をよく飲みます。

### ④あなたの座右の銘は？

特にありません。歴史、時代小説に学んでいます。

### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

永年勤続表彰を受けました。

### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

農業。家業ですから。

### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

猿。親子連れに会い観察しました。

### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

司法書士総合事務所として発展する＝社会状況の変化と法務局の一局集中のため。

### ⑨自由作文「申年に想う」

#### 1. 7回目 申年

平成27年鹿児島県司法書士会定時総会にあたり上前田会長さんから永年勤続の表彰を受け記念品を頂きました。

本当にありがとうございました。会長さん、会員の皆様にあらためてお礼を申し上げる次第です。

## 2. 2回目 申年のある日

- (1) 野外音楽堂を通過して、池をめぐり公園にたたずむ事務所は、制服制帽の守衛殿から、民事行政部は、地方裁判所の1階になります、と案内されました。

お尋ねしたその方は立派な方でした。

用事がすみ、まわれ右した廊下の机には4、5人の方々が皆さんこちらを見ているようでした。左の中庭からは明るい日ざしがあり、右側の窓越の事務室はおそらく登記課です。

その方々は、私共の先輩司法書士の構内事務所でありました。

帰途官庁街を通過して勤務先に向いました。

- (2) 爾来、幾多の先達のたゆまぬ御努力により司法書士制度の充実、寄与され幾多の改正を経て今日に至っているところです。

また、司法書士会館は、外堀公園通りに建設され、大いに展望が開かれていくものと思えます。

将来社会情勢の変化に伴って司法書士制度は大いに進展するものと思っているところです。

会員の皆様のご健勝とご発展を祈念いたします。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 浦田重男

### ③あなたの健康法は？

飲食を含めて何事も腹七分目を心がける。

### ④あなたの座右の銘は？

清酒の銘柄にもある「上善は水のごとし」

### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？ 特になし

### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

建築士のような技術職

### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

干支のとおり「猿」と思う。

### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

登記関係の業務は、今後、人口の減少、本人申請の増加等で、減少していくことが予想されるため、簡易裁判所の事件や成年後見人事件の拡充に努めると共に、家事事件の代理権など他の分野への進出を図るべきと思う。

また、司法書士の業務を知らない人が多いと思われるので、日頃から気楽に相談に乗れる、市

民に身近な町の法律家となる努力も必要である。

### ⑨自由作文「申に想う」

猿に関することわざは、猿まね、猿知恵、猿芝居などマイナスイメージのものが多いが、自分のこれまでの人生を振り返ってみても、これらに当てはまることも少なくなく、反省しきりである。

また、「見猿聞か猿言わ猿」は、余計なことは、見ない、聞かない、言わない、ということのようであるが、この歳になると、余計でないものまで見聞きしづらくなってきており、これから心身の衰えに気をつけたいものである。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 大隅支部 ① 池 辺 政 興

### ③あなたの健康法は？

特にありませんが、せいぜい犬を連れての散歩ぐらいです。

### ④あなたの座右の銘は？

特にありません。

### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

日々平々凡々と生活しているせいか、最近は余り「嬉しかった」といえるようなことはありません。

### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

やっぱり司法書士を目指していたと思います。

### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

考えたことはありません。

### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

難しい問題ですが、個人的には日々研鑽を怠らず、地域に支えられる司法書士であればと考えています。

### ⑨自由作文「申年に想う」

かつて、「登記といえば司法書士」といわれるくらい、司法書士と登記とは密接な係わり合いがありました。しかし、近年、誰もが容易に登記手続きができるようになり、司法書士を取り巻く環境も厳しいものがあります。

先行き不透明感はありますが、事件数が少しでも上向くことを期待して、今年1年を頑張りたいと思います。

# 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 吉 福 征 男

謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、本年が皆様とご家族にとりまして、実り多い年となりますようにお祈り申し上げます。

それでは、拙いできばえで恐縮なものと存じますが筆を執らせていただきます。

始めに、お尋ねの健康法についてですが披露できるような健康法等心がけていることは何もありません。

市役所から健康診断受診の案内はありますが、結果を気にしすぎていまだに受診していません。自分自身にストレスをため込むことがない方なので健康なのかも知れません。

しかし、周りには多々ご迷惑をお掛けしているのではないかと反省しています。

それでも、最近はお食が多くメタボ気味です。

家族からは適度な運動を勧められているのですが未だに実行に移せません。

話が飛んで座右の銘についてということですが、「実るほど頭を垂れる稲穂かな」という言葉でしょうか。

人に対して謙虚な気持ちを忘れてはいけない、人に対して謙虚な気持ちで接したいとつねづね思っていますが、珠に忘れて窓口等に於いて迷惑を掛けることもあります。その都度反省するのですが数日後には又やらかしてしまいます。

最近嬉しかったことといえば、歳からして世の中の平和とか安寧等について述べるべきことと思いますが、正直なところ未だに人間ができていないので、個人的なこと特に家族、中でも孫のことについて嬉しがる人が多いようです。

ただ、資生堂が毛髪の再生医療について外国の企業と提携し頭髪再生医療の臨床研究を行い、18年の実用化を目指しているとの報道に接し大変嬉しい思いもありました。

同類の方々も朗報としてお喜びになられたのではと推察します。

さて、司法書士にならなかつたら何の職業についていたかと思うかとの質問ですが、大変申し訳ありませんが今更思い付きません。

その訳は多分登記が大好きということにしておきます。

次に動物にたとえれば何の動物ですかとの問いですが、即座にサルと答えさせてください。理由は、さるが人間に一番似ているからです。

最後に想像する未来の司法書士像についてというご質問ですが、大変難しい質問です。

人口減少に起因した不動産登記事件の減少やオンライン申請等による個人申請の増加により、受託事件数は減少し、今後も受託件数の増加は見込めそうにありません。

ですから、輝く司法書士の未来像が思い浮かびません。

強いて言えば人口減少により、外国に人手を頼るようになるから、外国人が多数在留し、国籍の得喪いわゆる帰化事件等に携わることが多く考えられますが、これも件数的には僅かなことでしょう。

であるとすれば、頼みの綱はやはり会社法人登記事件を開拓していくしかないかと思えます。それにはより一層会社法人登記のスペシャリストにならなければならないと思えます。

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 上 中 清 輝

### ③あなたの健康法は？

「体の健康」のために毎日の日課にしているウォーキングと、「精神の健康」のために物事をあまり深く考えすぎて悩まないようにしています。

### ④あなたの座右の銘は？

座右の銘というほどのことではありませんが「なんくるないサー（沖縄地方の方言）」。  
その意味は前記③に通じます。

### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

家族（妻・子供3人とその配偶者・孫6人）が、皆それぞれの立場で健康で元気に頑張っていることです。

### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

法務局退職後は「無職」でいたと思います。

### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

妻曰く「羊」だそうです。その心は羊のイメージ「おとなしい・優しい・のんびりしているから。」だそうです。

### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

今の社会とコンピュータの目覚ましい進展ぶりを見ると、年寄りにはとても想像できる範囲内にはありません。

### ⑨自由作文「申年に思う」

7回目（生まれた年を参入）の申年を迎え、体・精神が健康である間はいつまでも何か仕事を続けられたら良いな—と思います。

その仕事はボケ防止も兼ねての「司法書士」が一番と思っています。

そのためには、これからも好きなダレヤメ・ゴルフ・山歩き・旅行・風景写真撮影・孫とのふれあい等を楽しみながら、仕事も頑張りたいと思います。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 新 山 隆 志

③あなたの健康法は？ 自然体

④あなたの座右の銘は？ 「志不可満」



⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

今年から始めた「罨猟」の罨で猪を一緒に2頭捕まえたこと

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 調理師

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

妻が言うには『猿』生き方は前にしか進まない「猪突猛進」で猪

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

やっぱり市民の身近な相談相手

⑨自由作文「申年に想う」

60才になる時に、開業35年になるから定年ができれば良いなと漠然と考えていました。残念ながら計画性のない生き方が、財政的な部分に波及してとてもではありませんが事務所をやめる事はできそうにありません。幸いにして、なんらの病気にもならず、元気そのものですから次の申年まで、働くしかないのかなと考えておりますが、最近の「勉強不足」と「物忘れ」など考えると、土日の農業が自分に合っているのではと考えたりもします。なんて愚痴をこぼす年齢かな。

毎日子供たちの笑顔を見れる朝の立哨、罨の見回り、事務所、夜の農業等の懇談会、週末の農業と、いつものように、「時間がない」とバタバタ動き回り、「たまにはゆっくりしたいねと妻に言いながら、次の仕事を見つけ動き回る」生き方を変えられないからどうしようもないです。最近、物産館に野菜を売りに行ったりもしましたが、種から植えて管理して収穫して袋詰めして、100円程度で売る。完売すると嬉しくて、返品があると次の商品を考えたり、出荷方法を考えたり、ほかの人と出荷時期をずらす事を工夫したり、人の作らないものを作ったり、また、猪を捕獲したらそのさばき方を覚えたり、小道具をそろえるのも大変です。一回しかない人生なら、いろんな事をして楽しんでみたいと考えながら、実に無駄の多い生き方をしているのは事実です。

百姓の子として生まれ、不動産（土地・農地）を守る為には、法律を少しぐらい知っていたほうが良いのかなという漠然とした気持ちで、司法書士になった若い頃からすると、守るべき不動産（土地・農地）は荒廃地が増え続け、空き家も増え続けている。農地については、集落営農等取り組んでみても、高額な農業機械を誰が買うのか、仮に買ったとしても機械を動かすオペレーターがいない現状を考えると耕作放棄地が増え続ける。不動産が資産的（財産）価値のみで見られ、利用する人も少なくなれば資産価値も下がり、最終的には登記手続きをするメリットすらなくなるような、田舎の現状があるように思えます。 次の申年は、どんな雰囲気なんでしょうね。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 喜山修三

今年の流行語の一つに「毎日修造」があったが、私も「毎日しゅうぞう」である。ただし、喜山修三だから、漢字は違う。小さい頃は「しゅうぞう」と濁る名前があまり好きではなかったが、

松岡修造を知ってからは「いい名前じゃん」と思えるようになった。暖秋である。口永良部島が数十年ぶりに爆発したが、桜島は、あの夏の日以降爆発の回数が極端に減ってきている。普段年齢を意識することはあまりないが、「申年に想う」というような原稿依頼があると、改めて意識してしまう。

鹿児島支部の会員になってやがて30年になる。その間入院したのは盲腸のときだけであるから、健康には恵まれている。朝の散歩を初めて丸7年になるが、これは健康法というよりは、習慣になっている。散歩をしないと、新聞休刊日のような状態になる。「継続は力なり」という言葉は、結構気に入っている。

歳を重ねると感動が少なくなるので、いつまでも感動を忘れないようにしたいと思っはいるが、中々そうはいかない。最近嬉しかったことは、甥が結婚したことである。本人の成長もさることながら、姉の心配も一つ減ったであろう。

小さい頃は「貸し本屋」さんになって、一日中漫画を読んでいたかった。しかし、中学生になると興味は漫画からテレビに変わり、高校、大学の頃はフォークソングに夢中であった。しかし、それらの興味はすべて読み手、聴き手の側からのものであり、作り手になりたいと思っことはなない。好きなことを仕事にできれば一番いいのだろうが、残念ながら、好きなことは私の才能からは最も遠い所にあっ。もし司法書士になっていなかったら、なんになっていただろう？

小さいときに猫を飼っていたので、猫には親近感があるが、犬にはそれほど親近感がない。他の動物はテレビで見たり動物園で見たりするだけであるから、その実態をあまり知らないが、規則正しい生活をしているという点からすると山羊に近いのだろうか。でも山羊汁にはなりたくない。小さい頃、山羊も飼っていたなあ。

登記と言えば司法書士であり、司法書士と言えば登記である。しかし成年後見人や債務整理も司法書士の重要な職務になってきている。貧困問題に積極的に取り組んでいる会員もいる。未来の司法書士像を描くことはできないが、いつまでも気軽に相談できる司法書士でありたいと思う。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿屋支部      ① 國 師 博 文

③あなたの健康法は？      晩酌，腹八分目

④あなたの座右の銘は？      初心忘るべからず

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

- ・ 小学4年生の長男が学級テストで入学以来初の百点満点をとったこと。
- ・ 数え年で5才になる次男坊のために、11月中旬、霧島神宮にお参りしてきました。
- ・ 2才になる3男坊は、私が帰宅すると、毎回嬉し泣きしながら出迎えてくれます。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ まじめな公務員？

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 羊の皮を被った山羊？

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

高齢化社会を迎え、成年後見等を含む財産管理業務を任される機会が増えてくるのではないかと思います。

⑨自由作文「申年に想う」

気が付けば、4回目の申年を迎えることとなります。最近、特に月日の流れが速いことに驚いております。世間一般的には、40代後半ともなると、自信に溢れる立派な大人を想像しますが、自身に置き換えると、20代または30代の頃と変化がないと諦めております。結局のところ、不惑の年にも、心の迷いはとれませんでした。また、恐らく、知天命の年を迎えても、自分の使命が何なのか分からないでしょう。取り敢えず、周りに迷惑をかけないように、出来る範囲で司法書士として頑張っていきたいと思っております。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 南薩支部 ① 鎌田哲也

③あなたの健康法は？

よく食べよく飲み、よく眠る。

④あなたの座右の銘は？

なせば成る、なさねば成らぬ何事も

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

γ GDPの数値が基準値以下になり献血で廃棄されない血になったこと。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

ベーカリーオーナー

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ 犬

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

都市部への人口集中や高齢化社会、法務局の統廃合により、田舎での開業は厳しい時代を迎えることとなると思う。従来仕事の中心であった登記業務は減小し、代わりに高齢化社会の中で後見業務や財産管理業務等が増えてくると想像します。

⑨自由作文「申年に想う」

今回は4回目の年男であり、次回5回目の年男のときには還暦である。12年前の今頃は、司法書士を目指して勉強していた時期である。次回年男を迎えるとき、司法書士を続けているのかどうか疑問ではあるが、またこうして12年前のことを思い出しながら「司法書士鹿児島新年号」の原稿を書いていると信じて頑張ろう。

# 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 森 邦也

## ③あなたの健康法は？

とりあえず、睡眠時間は取るようにしています。

## ④あなたの座右の銘は？

笑う門には福来る。笑う事って大事だと思います。

## ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

相続登記で、明治26年頃以降放置されていた登記記録を120年以上振りに書き換える仕事に関わりあえたこと。

つい、当時の出来事等を調べたくなり、「前の登記がされた頃は日清戦争の時代だったんだ～」とか「板垣退助や大隈重信が活躍したのもこの時代なのか！」など思うと、登記記録を通じて100年前の時代を見ているようで、楽しく仕事をしたのを覚えています。

## ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 数学者。

## ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

家内曰く、「くま」。「熊」ではないそうです。

## ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

登記業務のみならず、成年後見活動や簡易裁判所訴訟代理業務を通じて、まちの身近な法律家であることがもっと世間に認知されると良いですね。

## ⑨自由作文「申年に想う」

早いもので、私も今年で48歳になります。せっかく年男・年女というテーマで原稿依頼がきたので、少し恥ずかしい部分はありますが、12歳頃、24歳頃、36歳頃の自分が当時何を考え、どのような生活を送っていたかを振り返ってみたいと思います。

12歳の頃。とにかく1年を非常に長く感じ、早く大人になりたいとよく思っていました。が、特に将来どのような仕事がしたいといった事は考えていなかったと思います。

学校の成績は優秀でした。4月に新学年の教科書が配られると、全科目の1年分の予習を終え、あとは遊び回っていました。当時日本に上陸し流行したルービックキューブに大ハマリし、大体30秒位で完成させる位まで上達しました。

24歳の頃。大学を中退し、髪を金髪に染め、東京でフリーター生活を送っていました。難関大学に合格したまでは良かったのですが、想像していた華やかな学生生活と異なり、回りの学生はみな一流企業に就職したり、官僚になるため大学に入学してからも黙々と勉強していました。そんな校風に息苦しさを感じ、「俺はドラクエを作った堀井雄二氏のようにビッグになる！」と非常に分かりやすい青臭い理由で大学を中退しました（笑）。しかし一体自分がこれから何をすればいいのかわからず、ただ漫然と1日1日を送っていたと思います。

36歳の頃。鹿児島で父の仕事（不動産業）を手伝っていましたが、毎日ストレスを感じながら仕事をしていました。更に、30代になってから回りの人たちが見合い話を持ち掛けてくるようになり、そのことがストレスを一層大きくしていました。毎日の生活に疲れ、荒れた生活を送って

いました。性格も非常に悪かったです。司法書士という仕事に興味を持ちだしたのはちょうどこの頃です。

以上、ざっと過去の「年男の自分」を振り返ってみました。なんか、おもしろい人生のような、おもしろくないような…^^；

子供の頃から将来の夢を持ち続け、大人になってその夢を実現させた人を見るとうらやましく思います。自分などは、なんとというか、行き当たりばったり感まるだしの感じです。しかし、結果的に今、司法書士という仕事に巡り合え、毎日を楽しく過ごせているので、これで良かったのかなと思います。

次に年男を迎えるのは12年後。12年後は……，還暦祝を大好きなゴルフコンペで祝ってもらいたい！そして皆とおいしい酒で飲み明かしたい！

若い頃に比べるととてもちっぽけな夢となりましたが、その夢に向かって一步一步、着実に歩みたいと思います。



## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部      ① 芝田 淳

③あなたの健康法は？      なし

④あなたの座右の銘は？      水は低い方に流れる

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

被後見人の方から旅行のお土産をもらいました。

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

ギャンブラーを目指していたことでしょうか。負けてたでしょうけど。

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

アリとキリギリスの双極性障害

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

想像でも未来でもないですけど、やっぱり、「市民に身近な法律家」です。これからは、地域ケアシステムとか生活困窮者自立支援事業とか、あらためて、「地域」が見直されてくると思うので、司法書士はやはり地域の中で市民に一番身近な法律家を目指していくべきだと思います。

⑨自由作文「申年に想う」

年男かあ～。36まではなにも思わなかったですが、50を目前にして、年取ったなあと思います。次の年男は還暦ですし、それまでに、仕掛かりの仕事を完成させて、50過ぎたらさすがに少しはのんびりしたいなどと思いますが、諸先輩方を拝見しているとそうもいかないのでしょうか。なので、逆に、なにも望まず、なにも願わず、今までどおり「水が流れるように」周りに流され

ながらやっついこうと思います。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 大島支部 ① 里村紀幸

### ③あなたの健康法は？

足つぼマッサージ

### ④あなたの座右の銘は？

趣味をもたなければ、天才も高等な馬鹿にすぎない。

### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

おいしいパン屋を見つけたこと

### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 学者

### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ ねこ

### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

昨年、不動産売買の買主が外国の方ということを経験しました。これからは、外国の方にも対応できる能力が求められてきていると思いますので、バイリンガルな司法書士を目指したいと思います。

### ⑨自由作文「申年に想う」

今年で3回目の年男を迎えることが出来ました。20代でスタートしたこの仕事も早いもので30代後半に足が掛かっています。日々の仕事に追われ自身を顧みることなどないのですが、ここまですべて、大病を患うことなく仕事出来ていることに喜びを感じます。

最近一番思うことは、開業して事務所を持つと言うことは、自分の体が資本と言うことです。自分もそんなことを考える、感じる年齢になってきたのかな？とも思います。

私の昭和55年生は庚申で性格診断は、

- ・利口で記憶力が良く、一芸・一能に秀でています
- ・絶えず無理をすることが多く、食事など不定期になりやすく健康に注意が必要。

と書かれていました。当たらずも遠からずと言う感じで少し笑ってしまいました。

性格診断は別にして、本物の猿（申）のように賢く小回りの利く司法書士になるべく不惑の40歳に向けて惑わず仕事に邁進して行きたいと思います。

## 申年（年男）に想う

② 霧島支部 ① 山田優作

③あなたの健康法は？

ストレスを溜めないこと

④あなたの座右の銘は？

非凡とは平凡の連続である

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

行きつけの床屋が見つかったこと

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 塾講師

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？ テナガザル

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

ロボットで本人確認

⑨自由作文「申年に想う」

先日、久しぶりに村上春樹の小説を読む機会に恵まれました。

村上春樹の小説には様々な魅力があると思いますが、改めて読んでみると、何気ない日常での出来事が題材として多く取り入れられていることに気づきました。

見知らぬ美しい女性と街中ですれ違ったこと、タクシーに乗ったこと、図書館に行ったことなど、平凡な日常がこんなにも面白い話になるものかと、村上春樹の観察力と表現力に感服しました。

以来、日常生活で見慣れた光景も、村上春樹だったらどのように表現するのだろうと考えるようになっていたり、いつもより少し早く起きたり、明るいうちにお風呂に入っただけで、いつもとは違う新鮮な気持ちになっていたりします。

村上春樹の小説に、次のような一節があります。

「時間だって永久運動ではない。来週のない今週だってあるのだ。先週のない今週だってあったのだ。」

仕事ができる平凡な毎日に感謝しながら、日々の業務に取り組んでいきたいと思います。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 福嶋哲平

③あなたの健康法は？

夜寝る前に、テレビ体操（NHK）をやっています。

病気のために立位では行えないので、椅子に座ってやっています。

#### ④あなたの座右の銘は？

「ダカラコソデキルコト」という言葉を念頭に置いて行動するようにしています。病気のためにやることやできることが制限されてしまうのですが、病気「ダカラコソ」気付けることやできることがあると考えています。くじけそうになるときは、そういう風に考えて自分を勇気づけています。

#### ⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

私が帰宅したときに、1歳になったばかりの長男が満面の笑みで迎えてくれたこと。

#### ⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

公務員、でしょうか。事務系であると思います。

#### ⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

この原稿のためにとあるサイトで診断を試みたら、「あなたは『アイアイ』です。」と言われました。よくわかりません。

#### ⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

現在の司法書士は、国民から、不動産登記や商業・法人登記の専門家として認知されていますが、将来的には取引全般に欠かせない専門家になることができれば、そして、ホームドクターのような法律専門家として国民に認知されていけば、と思います。

こういうことを言うあまりに楽観的に過ぎると思われるかもしれませんが、私たちのたゆまぬ努力によって実現させることは不可能ではないと考えます。現状に満足してふんぞり返っている資格には未来はないことは間違いありません。

#### ⑨自由作文「申年に想う」

私は前回の申年（平成16年）に司法書士の試験勉強を開始しました。そうやって振り返ると、「司法書士」という資格にたずさわようになって12年が経つんだなあ、と感慨を覚えます。最初に勉強に取りかかったときには、大学では文学部の日本史学専修課程というところで日本史の勉強をしていたので（実際にちゃんと勉強をしていたのか、と聞かれたら、いいえ、と頭をかきながら言うことになるような気がします…）、法律というものが全く分かっていませんでした。そんな私が、今では法律専門職に就いているのですから、驚きです。

そして、今回の申年は、どういう一年になるのでしょうか。こう書いておきながら、そういう他人任せ、他力本願のようなスタンスではたいした一年にはならないと思います。なので、どういう一年に「するのか」という心持ちで過ごしていきたいと思います。

前回の申年を「司法書士の世界」に触れるようになったスタートの一年だったと捉えると、今回の申年は司法書士として新たな段階に進んでいく一年にしたいと考えています。私の場合は、多発性硬化症に罹患した司法書士として業務に当たっていくわけですが、日本での同病患者数が2万人足らず、司法書士数が21,658人（日本司法書士会連合会調べ 平成27年4月1日現在）です。この二つを併せ持つ（兼ね備える、と表現してもいいかな、と思います）人はあんまり多くないでしょう。

というわけで、せっかくなので、マイノリティの立場に立った司法書士としての道を開拓していきたい、というのが私の目標です。まさに、前述の座右の銘で書かせていただいた、「ダカラコソデキルコト」があるはずですので、それを探してお手伝いしていきたいと思っています。



それとともに、私が病気にかかっていることで周囲の方々にはとても多くのご支援をいただき、  
すぐく支えられていることを実感していますので、そのことへの感謝の念を忘れずに、一生懸命  
に生きていきたいと思ひます。

\*\*\*\*\*

## 申年（年男）に想う

② 鹿児島支部      ① 内 田 雅 之

③あなたの健康法は？

ランニング

④あなたの座右の銘は？

努力と準備は、裏切らない（会議通訳者長井鞠子さんの言葉）

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

家族と外食をすること

⑥司法書士でなかったら何の職業に就いていたと思ひますか？      公務員

⑦あなたを動物にたとえると何の動物ですか？

（動物占いでは）ゾウ

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください

法律専門職における総合診療医のような存在

⑨自由作文「申年に想う」

私が司法書士試験に合格したのは一回り前の申年でした。合格した当時、先輩から「10年頑張れば左うちわだよ」とアドバイスをいただいた記憶もありますが、まだまだそんな状況ではありません。それに、この12年間で、就職、独立開業、結婚、長男の誕生など人生の大イベントを一通り経験したような気もしますが、考え方も行動もまだまだ子どもだなあと痛感する毎日です。

今年は何かと忙しい一年になりそうですが、一歩ずつ着実に前に進んでいきたいと思ひています。



## 「年次制研修会」に参加して

霧島支部 大塚 一陽

先日、5年ぶりとなる「年次制研修会」に参加した。

司法書士に求められる職責は、時代とともに変化し案件の内容も複雑になっている。ややもすると安易な自己判断に陥りがちな司法書士倫理について学ぶ、極めて貴重な研修と受け止めている。

研修の進め方として、レクチャーだけでは限界があり、少人数による意見交換が効果的ということで、今回もグループディスカッションを中心とした形態であった。

課題としては、(1) 登記意思確認のあり方、(2) 利益相反、(3) 誇大広告（ブログ内容）と品位の保持及び守秘義務等である。

今回私はグジ運でグループの司会進行の役を頂き、少々憂鬱な気分での出席であった。しかし、皆さんの積極的な意見交換のお陰で何とか任務を遂行できたとともに、参考になるご意見を多く承ることもできた。

設定される事例については、「誰が見ても一目了然」というものではなく、言ってみればグレーゾーンに位置する微妙な案件となっている。そのため、「これぐらいなら認められるべきだろう」「受任できなくはないが、〇〇という点に注意すべきだ」といった、様々な意見が出された。

各課題の内容の一部は次の通りである。

### (1) 登記意思確認のあり方について

実際の懲戒事例に基づく事案で、抹消登記の登記権利者からの依頼を契機としたものだった。基本中の基本であるが、信頼している知り合いだったり、大丈夫だろうという安易な気持ちで意思確認をしたつもりになっただけでなく、あくまでも意思確認は司法書士本職が面談によってなされるのが原則であることを改めて肝に銘じたい。

### (2) 利益相反について

司法書士が遺言執行者に選任されたとき、一部の相続人に加担するような行為及び執行行為完了後に、相続人の一人から遺留分減殺請求を依頼された場合、どのように行動したらいいのか等、普段考えたことのない事例であり大変参考になった。

### (3) 誇大広告（ブログ内容）と品位の保持について

最近は多くの事務所がブログを活用している。その内容は、司法書士業務を分かりやすく整理

した情報も満載で、一般の方々も利用しやすい事この上ないだろう。ブログを持たない私にとっては羨ましい限りである。しかし、業務広告・宣伝の表現のあり方などの、セーフかアウトかの判断はなかなか困難である。「品位を損なう広告宣伝・不当に依頼を誘致する行為の禁止」は明示されているが、個人の主観に頼るため、これといった線引きや答えが出にくいのが実情である。

今回の研修の感想は何かと問われると、司法書士倫理を完璧に貫くのはやはり難しいということを確認したことだろうか。

基調講義のレジュメのむすびで、「倫理を知らなければ実践できず、知っているだけで実践しないのは意味がない」という一節があった。正にその通りだと考える。

倫理を知るために研鑽を積み、それを実践するために一つ一つの事案に真摯に向き合い、社会の信頼と期待に応えるという意味を持ち続けたい。



## 年次制研修会に参加して

鹿児島支部 田中孝史

### 1. 基調講義

年次別研修会の前半は、加藤新太郎先生による司法書士倫理の構造と実践についてのDVD講義だった。多数の問題提起がなされ腹に落とし込むのはなかなか難しかったが、むすびの部分にある「倫理を知らなければ実践できず、知っているだけで実践しないのは意味がない」ことを学べたのは本当によかった。なぜなら、知ること、これまで自分は知らなかったということに気づかされ、その恥ずかしさゆえに実践することができるようになるのだから。

### 2. グループディスカッション

後半は、3つの事案に基づいて、受講生同士が議論することで倫理の考え方を深めていく実習であったが、個人的に特に印象的だったのは、インターネットのWEBサイトを使用した広告・宣伝の在り方についてである。

ブログに、顧問先の上場会社社長とお昼を食べた記事や、具体的な企業経営の相談があった記事を掲載するのは、司法書士の業務広告に関する基準の表示できない広告事項に該当する以上に、

会社の構成員のプライバシーに関することを不特定多数にさらすことにより、その会社の信用を損ねる結果となりかねない可能性がある。規則基準も大切であるが、「ある行為をした場合、どのように迷惑をかけるか」といった想像力も大切であろう。

疑問もあった。「条件がそろえば、被相続人の死後3カ月経過しても、相続放棄の申述が受理される場合がある」のは、法律上間違いではないのだが、倫理68条の「有利な結果の請け合いの禁止」に該当する可能性があるという。「必ず受理される」ではなく「受理される場合がある」ときでも、果たして有利な結果を受けあったといえるのか？また、お客様を紹介したら割引券を送付するのは、その事務所で相談したらやすく受けられるとの過度な期待を抱かせる点で禁止された広告といえるが、仮にその事務所が相続問題のエキスパートで、送付するのも割引券でなく特製のエンディングノートだとしたら、果たしてこれも禁止すべき広告に当たるのか？これから先ずっと考え続けなければならない問題である。

### 3. 所感

以上を通して考えたのは、こういった倫理を取り扱った研修がないとしたら、果たして私は日ごろ倫理のことを意識して業務に取り組んでいたであろうかということである。

常に意識しているつもりでも、一日一日と何もせずに過ぎていけば考え方も経年劣化していく。特に倫理は普段ほかの先生方と面と向かって話し合うこともないので、世間とのずれが生じていることも気づかなくなる危険がある。

遡れば、私が司法書士として登録したのは、東日本大地震のあった2011年である。福岡で行われたブロック別研修会の最中にそれは起こり、TVも大地震のニュース一色であった。その光景を見て、司法書士として彼らを支援できることはないか考え、困っている方々の生活を少しでも楽にして、私だけでなく私を取り巻く皆様が幸せになれるお手伝いをしたいと思ったものである。

それから5年たち、今回そのような当初持ち合わせていた心構えを見直す意味で、非常に有意義な研修に参加させていただくことができた。この場を借りて関係者の皆様にお礼を申し上げたい。



## ソフトボール奮闘記

鹿児島支部 田中 栄一郎

カキーンという音とともに、打球が宙を舞いながら私のほうへ向かってきた。

しかし運動不足の体では、到底ボールに追いつけない。はるか遠くに転がっていったボールを懸命に追う私であった・・・。

去る昨年10月10日に、鹿児島市内の星ヶ峯中央公園で五士業ソフトボール大会が開催されました。

大会の参加者は税理士・社労士・行政書士・土地家屋調査士・司法書士総勢約50名で、私たち司法書士チームのメンバーは30代から40代前半までの9名です。前の週に佐賀県で行われた九B青年司法書士会の県対抗ソフトボール大会と違って、和気あいあいとした中で楽しく行われました。

実は私、小学校のころにソフトボールスポーツ少年団に入っていました。当時のポジションはピッチャーです。去年の五士業フットサル大会にも参加したのですが、サッカーが苦手ということもあり、残念な活躍しかできなかったもので、昔していたソフトボールなら何とかなるかも、という事もあり今年も参加しました。

私は、経験者なのですが、あまり上手ではないので、守備範囲が広く走りまわることになる、ある意味体力勝負の外野を守ることにしました。

士業対抗と銘打っていますが、士業間の親睦交流を図るのが目的の本大会です。怪我しないよう楽しくプレイ出来れば、それでいいのです。

ですが、勝ち負けを目の前にして負けてもいいやと思う人間はいません。参加者全員、打球の行方に一喜一憂しながらゲームは進んでいきました。

ピッチャーは下手投げしか使えないこともあり、どの試合も乱打戦となりましたが、我が司法書士チームは、メンバーの活躍と運の良さもあって3戦全勝でした。

一方、私自身は、若い頃（20代）と違い体が思うように動きませんでした。メタボなせいかすぐ息切れします。飛んできた打球を取るために3回全力ダッシュしたところで足がつかまりました。（気持ちは20代なのですが・・・）

去年、なのはなマラソンを走ってから全く運動をしていなかったツケが来ていたようです、情けない。

今回、司法書士チームは男性のみだったのですが、社労士、税理士チームは女性の方も参加さ

れていて、当然、女性の未経験者でも楽しく試合ができるよう配慮されていました。

夜は、ちゃんこ鍋のお店で懇親会です。

試合の後のビールは最高ですね、他土業の方との話も盛り上がり、ついつい飲みすぎてしまいました。

来年のソフトボール大会、皆さんの参加をお待ちしています。

参加する理由は、日ごろの運動不足・ストレスの解消、同業・他土業との交流等何でもいいんです。一年の中でたった一日、いい汗をかきませんか。



# ちょっと、おじゃまします。Vol.8

今回は、親子共同で経営されている司法書士事務所のうち、「神崎正泰司法書士事務所」（霧島支部）と「木藤事務所」（鹿児島支部）におじゃまして、お話を伺ってきました。

## 「神崎正泰司法書士事務所」

平成27年12月11日 17時～18時

（父）神崎正泰さん、（娘）神崎優美さん



### 1. 開業して何年ですか？また、親子で仕事を始めて何年ですか？

（娘・優美さん）父が鹿児島で開業して38年、親子で仕事を始めて4年くらいです。

私が38歳なので、生まれてすぐに父が現在の場所で開業していたことになります。

### 2. 親子で共同事務所をしようと思ったきっかけはありますか？

（娘・優美さん）東京の大学に進学後、そのまま東京で就職しましたが、30歳になった頃に地元鹿児島に帰るか悩みました。鹿児島に帰ってきても手に職がなく、そのときに初めて父の司法書士を意識して、資格を取れば事務所がある、仕事ができることに気がつき、勉強を始めました。これがきっかけだったと思います。

（父・正泰さん）娘が鹿児島に帰ってきて、司法書士の勉強を始めることは大賛成でした。

### 3. 親として子供に司法書士になってほしいと思っていましたか？

実際に子供が司法書士になってどう思いましたか？

（父・正泰さん）小さいころから司法書士になってほしいと思っていました。

なので、実際に娘が司法書士になって、うれしいです。そして、色々な議論をできるのが楽しいです。たまにはケンカにもなりますが（笑）。また、自分の引退後も娘に引継ぎができる点は心強いですが、その反面、事件数が減少する中でやっていけるのか心配でもあります。社交的な面で娘は男性と違い苦勞するかもしれませんが、信念をもって頑張ってもらいたいです。

### 4. 子供から見て、親が司法書士というのは影響しましたか？

（娘・優美さん）資格を取れば事務所があり、父も現役で仕事をしていたので、やはり影響はありました。ですが、子供の頃の父はととても厳しく、今のように一緒に働くことは考えられませんでした。大学で上京してもしばらくは反発心から絶対に司法書士にはならないと思っていましたが、色々と回り道をして、結局は父と同じ道にたどり着きました。

### 5. 親子で仕事をするメリット・デメリットを教えてください。

（娘・優美さん）メリットは、猫も出入り自由な事務所でアットホームなところです。その

他には親子なので、気を遣わず何でも言いたいことが言える、頼みごとをしやすい、二人なので心強い、お互いの書類をチェックできるなどです。

デメリットは、お互いに甘えがあるせいか、大変そうな仕事はつついお互いに任せてしまうことです。

(父・正泰さん) メリットとデメリットは、娘の言うとおりで。ただお互いに書類をチェックしていても補正があった時にはお互いに「ちゃんと確認したのか」と責任の押しつけあいになります (笑)。

## 6. 業務内容（割合等）はどうですか？

(娘・優美さん) 割合としては、不動産登記80%・後見関係15%・商業法人登記2%・裁判その他3%といったところだと思います。

このうち父の名前ではなく私個人で業務として受けているのは後見関係のみです。

## 7. けんかすることがありますか？

(娘・優美さん) 今はお互いうまくけんかを避けるようになったので、あまりすることはなくなりましたが、最初の頃はありましたね。私は泣いたりもしていました (笑)。お互い頑固で引かないので、一度始まったらとにかく言いたいことを言い合っていました。でも、今はもう收拾がつかなくなるのがわかっているので、前ほどではなくなりました。

(父・正泰さん) だんだん相手の言うことが予想できるようになりますもんね (笑)。こう言ったらこう返ってくるとか。

——けんかは引きずりますか？

(父・正泰さん) それはないですね。夫婦喧嘩は引きずりますけど (笑)。ケロッとしていますよ。

(娘・優美さん) お客様が来られると、やはりその雰囲気のままではよくないので、コロッと態度を変えていますね。

## 8. 親から子へ・子から親へ伝えたいこと（要望等） はありますか？

(父・正泰さん) 「お客さんはどうしてこの事務所を利用しているのか」という意味を理解して対応してほしいということですね。ただ仕事をすればいいというわけではなく、規律を守りながら、お客さんの気持ちにえられる司法書士になってほしいです。

(娘・優美さん) 自分が司法書士になって初めて「父はこんな大変な仕事をしながら自分を大学まで出してくれたんだ」ということがわかったので、「ありがたい」という感謝の気持ちがすごくあります。

(父・正泰さん) 初めて聞きました (笑)。





## 9. 今後について

——今後もずっと合同でされる予定ですか？

(父・正泰さん) そうですね。ただ、どのタイミングで(娘に)バトンタッチするかというのは考えています。

——今後の目標はありますか？

(娘・優美さん) 個人的には事務所をバリアフリーにリフォームしたいと考えています。玄関に高い段差があるので、年配のお客さんはどうしても「よっこらしょ」という具合になってしまうんですね。ただ、父がこれまでこの事務所でやってきたというのがあるので、そんなに大きくは変えたくはないんですけど。

あとは、業務に関して何でも一人でできるという自信をつけたいです。

(父・正泰さん) 司法書士には信条や理念が必要だと思っています。例えば憲法なら憲法の理念を遵守するとか。最近では安保関係や原発関係の問題等がありましたしね。自分の信条に基づいて真摯に対応していくという姿勢が娘にも必要ではないかと思います。

## 10. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

(父・正泰さん) 私は釣りをよくするのですが、錦江湾は釣りの宝庫なので、みなさんにもじゃんじゃん釣りをしてほしいと思います。加治木港から2, 3分出ればそこで魚が釣れるんですから。息抜きにもなりますし、ぜひおすすめですね。加治木港ではサヨリ等が釣れる時期になれば場所の取り合いになるほどですよ(笑)。

(娘・優美さん) 「龍門滝(りゅうもんのたき)」は、日本の滝百選に選ばれています。マイナスイオンを浴びながら、壮大な滝の音にボーッと耳を傾けていると心が洗われます！また、その近くにある「龍門司坂(たつもんじざか)」は歴史の道百選にも選ばれていて、大河ドラマ「翔ぶが如く」のロケ地でもありました。

「新道屋」は、加治木まんじゅう店の中でも特に人気のあるお店です。行列もできるお店で、売り切れ次第閉店します。こしあんたっぷりです。



## 「木藤事務所」

平成27年12月14日 15時～16時

(父) 木藤行雄さん, (息子) 木藤貴文さん



### 1. 開業して何年ですか？また、親子で仕事を始めて何年ですか？

(息子・貴文さん) 父は昭和53年の1月に開業しています。ですので、来年1月で、開業して38年目になります。私は補助者として平成18年の7月から勤務しておりますので、補助者として勤務してからは来年で10年目になります。司法書士に登録したのが平成26年の4月なので、登録してからだと来年で2年目になります。

### 2. 親子で共同事務所をしようと思ったきっかけはありますか？

(息子・貴文さん) 補助者のときから事務所に勤めていたので、そのままの流れで共同事務所になりました。補助者として事務所に勤務したきっかけは、結婚を機に以前勤めていた会社を辞めて、現在の事務所に勤務し始めたのがきっかけです。ちなみに、以前勤めていた会社は業務用の食品の卸売りをする会社で、地方のホテルやレストランへ、2トン保冷車で食品を運んでいました。

(父・行雄さん) それぞれ単独で事務所をするのは費用対効果の面でももったいないですし、せっかく親子なのだから、という感じですね。

### 3. 親として子供に司法書士になってほしいと思っていましたか？

実際に子供が司法書士になってどう思いましたか？

(父・行雄さん) そこまで司法書士になってほしいという思いはなく、ご飯を食べていける職業であれば何でもいいと思っていました。でも、実際に司法書士になってもらえると、周りの人もよかったねと言ってくれるし、うれしかった。自分もいずれはやめていくことになるけど、今までの実績（業務の知識や経験など）を引き継いでいくことができたかなあとと思っています。

### 4. 子供から見て、親が司法書士というのは影響しましたか？

(息子・貴文さん) 最初から司法書士になりたいと思っていたわけではないので、そんなに影響はなかったと思います。父の事務所に入ったのも、最初は生計を立てていくための働き口だと考えていて、それでこの事務所にお世話になり始めたんです。でも、実際自分が司法書士になったことを考えると、多少父の影響があったのかなとは思っています。

### 5. 親子で仕事をするメリット・デメリットを教えてください。

(父・行雄さん) 今は、司法書士本職が本人確認や意思確認など様々な場面に立ち会わない

といけなくなっていますよね。不動産取引の決済の時間が重なったときに、本職が2人いたら融通が利くので、そこはメリットです。それと、法律はどんどん変わっていくから、勉強してついていくのは大変じゃないですか。だから、会社法のことなど、比較的最近合格した息子は勉強した法律の知識が残っているので、いろいろと聞けて助かります。あと、最近の依頼で、農業会の抵当権抹消の仕事がありましたが、このような特殊な登記の資料が残っているので、それを引き継いで参考にしてもらえるのがメリットです。デメリットはほとんど感じませんね。

#### 6. 業務内容（割合等）はどうですか？

（父・行雄さん）私と息子の業務割合でいうと、私9：息子1くらいですね。事務所全体の業務割合は、不動産登記が7～8割ほどで、残りが商業法人登記です。登記業務がメインですね。裁判業務はあまりしませんが、登記に絡んだ裁判はやります。以前は後見申し立て書類の作成などはしていましたね。

（息子・貴文さん）私は、最近後見業務を始めていますが、まだそんなに件数は多くないです。始めたばかりでわからないこともあり、時間は割かれますけど。

#### 7. けんかすることがありますか？

（父・行雄さん）けんかはしませんね。裁判業務をする事務所は、手続きの方針や訴状の内容など、意見が分かれてもめることがあるかもしれないけど、この事務所自体、登記業務がメインなので、そんなに親子でもめることはないですね。

#### 8. 親から子へ・子から親へ伝えたいこと（要望等）はありますか？

（父・行雄さん）格別これといっちはありませんが、一緒の事務所で仕事をすることによって、伝えたいことが身をもってわかってもらえるのではないかと思います。ひとつ言えることは、会務を頑張るのは良いことだが、多重会務者にならないように頑張ってくださいということですかね。（笑）私が会長をしていた頃も会議に出ることが多く、忙しかったですよ。

（息子・貴文さん）私の方からは、父がよく事務所内で書類を探しているのを見かけるので、父には書類の整理を心がけてほしいなと思っています。（笑）

（父・行雄さん）事務所もちょっと狭いんですよ。私たちの仕事は、一度受けた仕事の書類はなかなか捨てられないですよ。残さないといけない書類もありますし。だから、物置もあって、そこに書類は保管するようにしています。司法書士は懲戒の除斥期間がないので、保管期間が過ぎたからといってすぐ捨てるわけにもいかないですし、前依頼された依頼者から再度仕事を受けることもあるので、書類を残しておいて助かることもあるんですけどね。

（息子・貴文さん）何年か前に、一回物置を整理したのですが、その時に処分した書類はトラック1台分になりました。よくそんなに入っていたなと思いましたね。

（行雄先生）息子の言うことも確かなので、管理には気をつけます。

9. 今後の目標はありますか？

(父・行雄さん) 私は特にありません。現状維持です。

(息子・貴文さん) 私は、依頼者の方と話をする場面で、要を得ない説明の仕方をしている部分があるので、それが依頼者に伝わってギクシャクすることがあるかなと感じています。ですので、経験をよく積んでいる父親のように、できるだけ穏やかな形で依頼者の方と向き合えたらいいなと思っています。

(父・行雄さん) 優等生だね。私はやっぱり、あと4～5年は仕事をしないといけない。なぜかという、車のリースが今年始まったからです。それくらいは仕事しないと迷惑をかけてしまうからね。

10. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

(父・行雄さん) 昔はね、法務局が近いと何かと便利だったんですよ。オンラインもない時代だし。だから、私は昔からこの近辺で事務所をしていて、今まで何度か事務所を引っ越しているけど、全部真砂近辺なんです。この辺りのお勧めスポットと言っても特にないですね。見ての通りです。

(息子・貴文さん) 私は鹿児島市立科学館を推します。最近、宇宙について興味を持ち始めていまして、科学館にはいろいろな講演会や展示物もありますので、お勧めです。私としては、来年、ロケットの発射を見に行きたいと思っています！



## 新入会員紹介



- ①氏名 中間 智美
- ②事務所所在 鹿児島市易居町10番4-1303号 (宮脇伸舟司法書士事務所)
- ③入会年月日 平成27年7月22日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 音楽鑑賞, 読書

⑥自己紹介 平成26年度司法書士試験に合格し、昨年7月に登録しました中間智美と申します。大学卒業後、学習塾の昂で10年間広告宣伝の部署におり事務の仕事をしていました。資格を取得したいと思い司法書士試験の勉強をはじめましたが、想像以上に難しく7回目の受験でようやく合格することができました。

現在は、宮脇先生の事務所で働かせていただいております、先生をはじめたくさんの方からご指導いただきながら頑張っている日々です。

⑦今後の抱負 まだわからないことも多く、緊張しながら不安もいっぱいの日々ですが、一つひとつの仕事を大事に吸収しながら早く一人前の司法書士として仕事ができるようになりたいです。そして多くの方から信頼される司法書士をめざして誠意をもって取り組んでいきたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

司法書士会  
会員の皆様

## 取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店  
有限会社 AFI コンサルタント  
川畑 秀世  
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8  
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684



書類作成から会計・事件管理まで「迅速に・正確に・快適に」サポート!

ちから

# 司法書士システム“権”V15

NEW

## 登記情報読取機能を一新!

地番検索サービスなど新たな指定方法の追加、取得スピードの向上、登記情報出力機能の強化等、“権”の登記情報読取機能がますます便利になりました。



対応済

## 登記識別情報自動反映機能! (QRコード読み取り)

QRコードをバーコードリーダーやスキャナ等の機器を使用して読みとり、読み取った情報から適切な情報をソフトウェアに自動反映できます。



スキャナでも  
リーダーでも  
どちらでも  
読取OK!



■ 不動産登記令、商業登記法の改正対応! 会社法人等番号提供による不動産登記、商業登記申請情報の変更対応。

## リーガル・カルテ Legal Karte

リーガル・カルテがより便利になりました!

- スマート登記情報とのデータ連携開始!
- 各ソフト間で作成した書類の取込も可能!
- 業務記録の印刷機能、検索用語登録、検索範囲拡大



## キャンペーン延長決定!

カルテでつながる  
キャンペーン

キャンペーン期間  
2016年3月31日まで

キャンペーン期間中にダウンロードしていた  
できれば、ずっと無料でご利用いただけます。

1~5ライセンス版

~~30,000円~~ → 0円

キャンペーン申込ページへのアクセス方法

- ① 検索サイトでキーワード「リーガルカルテ」で検索  
リーガルカルテ
- ② リーガルホームページまたは  
リーガルブログから「リーガルカルテ」にアクセス

※各ソフトは、リーガル・カルテとのデータ連携に対応したバージョンでご利用いただく必要があります。※“権”LEAD、ACEは登記情報読取機能を利用することはできません。



## スマート登記情報

一般財団法人 民事法律協会が提供している登記情報提供サービスで取得したPDF形式登記情報を解析して、物件台帳として管理するとともに、解析データを様々な形で利用することができます。

### こんなことができます!

- ① 表題部の画像情報をデータ解析し文字情報として台帳に登録します。
- ② 甲区では最新の所有者情報や持分情報をデータ解析します。
- ③ 乙区では現在有効な情報をデータ解析します。
- ④ 予約登録をして一度に登記情報取得ができます。
- ⑤ 前回取得時から変更になった部分を視覚的にチェックできます。
- ⑥ 物件台帳から利用目的に応じ様々な形式で登記情報を出力できます。

平成27年8月新発売!

発売記念  
キャンペーン実施中!

通常価格の約半額でお求めいただけます  
キャンペーン期間:  
平成28年3月末日まで

~~80,000円(税別)~~ → 50,000円(税別)



PDF 登記情報を取得・解析し、  
物件台帳として分かりやすく保管!



表題部や甲区、乙区などの情報は、  
テキスト形式で出力して  
文字情報として利用可能!

【開発元】 <http://www.legal.co.jp/>

Legal 法律とコンピューター  
株式会社リーガル。

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494  
福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライズ第3ビル6F TEL 092-432-9078

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95  
TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

当社 HP に  
お試し版・動画  
公開中！

ビービーシー

検索

# おおきく広がる ビービーシーの 士業ネットワーク！

司法書士  
不動産、商業、請求 他  
12システム

表示登記、請求 システム  
建物図面 (CAD)  
土地図面 (CAD)

土地家屋  
調査士

相続管理  
システム

税理士

訴訟家事、  
債務整理  
システム

弁護士

測量士

測量士支援  
システム

ツーインワン  
2in1  
シリーズ

不動産 登記申請システム

オンライン申請や 郵面申請を切り替え  
登記情報取込み機能 / 相続関係説明書  
作成システム ※オプション

請求・入金 システム

不動産、商業から見積りや  
請求書を1ステップで作成  
発生会計連動機能 ※オプション

動産・債権譲渡 システム

動産・債権譲渡、延長 /  
抹消登記

訴訟・家事事件 システム

相続放棄 特別代理人 /  
遺言検認

債務整理 システム

任意整理 / 自己破産 /  
個人再生 / 特定調停  
入出金システム ※オプション

商業 登記申請システム

株式会社 / 特別有限 / 法人 / 合名・合資 /  
LLC / LLP / 外国会社  
登記情報取込み機能

供託 システム

供託 / 供託金払戻請求  
休眠届出システム標準装備

相続管理 システム

被相続人 / 相続人管理 / 財産管理 /  
財産分割、陰地計算  
※相続管理 ※オプション

本人確認 システム

2in1 システムと連動し  
本人確認記録を作成

成年後見 システム

法定後見 / 任意後見 /  
未成年後見 / 財産管理業務  
オンライン申請 対応

休眠担保・  
供託金計算 システム

休眠担保計算書を自動作成

大量案件 システム

金融機関の合併移転を  
強力にサポート

## 導入した その日から 即戦力！

かんたん

高性能

低コスト

オールインワン

遠隔サポート

インターネット

自動更新機能により

### 新機能を 続々 搭載！

### 法改正にも自動で対応致します！

例えば

#### NEW 不動産登記 申請システム



登記情報検索サービスから会社法人番号を  
含むデータを取得  
登記情報 QR コード対応

#### NEW 相続管理システム



相続財産継承業務の書式に対応  
戸籍等の立替金も管理可能に

#### NEW 商業システム



平成 27 年 5 月 1 日の会社法の一部を改正する  
法律（平成 26 年法律第 90 号）に対応済み  
マイナンバー（法人等番号）対応

#### NEW 成年後見システム



相続管理システムとデータ連動  
マイナンバー（法人等番号）対応



CD-ROM版 登記関係先例要旨総覧(第6版) 五、六、四七七円

CD-ROM版 不動産登記関係質疑応答集(第4版) 四、四三〇円

特例有限会社の登記Q&A 二、九六三円

新実務供託法入門 七、〇〇〇円

登記研究総索引(751~800) 六、三〇〇円

香川保一随想録―追想記― 一、〇〇〇円

法人登記書式精義 一、〇〇〇円

不動産登記実務の視点IV 四、二六五円

新訂 渉外不動産登記 六、五〇〇円

実務からみた不動産登記の要点IV 四、七六二円

信託に関する登記(第二版) 六、〇九六円

商業登記書式精義(全訂第五版) 二、九〇五円

公正証書と不動産登記をめぐる諸問題 六、二八六円

カウンター相談III 四、一九二円

近代的土地所有権の形成と帰属 四、五七二円

新・法人登記入門 四、〇九六円

刊登記研究 定価六九〇円 一年分前納制 九、二八八円

逐条解説不動産登記規則I 六、〇〇〇円

判決による不動産登記の理論と実務 六、〇〇〇円

不動産登記記録例集 七、九〇五円

商業・法人登記300問 四、七一五円

新民事訴訟と不動産登記問一答 七、六二〇円

新不動産登記法逐条解説 二、四〇〇円

注釈司法書士法(第三版) 六、四七七円

訂簡易裁判所の民事実務 五、〇〇〇円

平成16年改正不動産登記法と登記実務 九、九〇五円

平成17年改正不動産登記法と登記実務 六、一九二円

登記関係先例集(全十二巻) 二、三八、三六六円

登記関係先例要旨総覧(登記研究総索引) 品切れ

補不動産登記先例解説総覧 品切れ

補商業・法人登記先例解説総覧 品切れ

判例先例逐条不動産登記法(増補第1版) 改訂中

新不動産登記関係質疑応答集(追加編I) 品切れ

商業・法人登記質疑応答集(増補第2版) 八、九五三円

登記研究総索引(一~五七〇) 品切れ

(1)先例以外の部 二、四一七五円

(2)先例の部(登記関係先例要旨総覧) 品切れ

判例不動産登記法ノート 第一巻 六、三〇二円

公図と境界 第二巻 七、四二九円

改正区分建物登記詳述 第三巻 九、五〇〇円

一般社団財団法人法の法人登記実務 第四巻 四、〇九七円

体系不動産登記 第五巻 四、〇〇〇円

事例にみる表示に関する登記 第六巻 七、〇〇〇円

民法と登記 第七巻 七、〇〇〇円

民事法務行政の歴史と今後の課題 第八巻 七、二二九円

進展する民事立法と民事法務行政 第九巻 七、二二九円

戸籍六法 平成23年版 第十巻 四、〇〇〇円

最新誤字俗字・正字一覧表 第十一巻 一、四二九円

新訂相続・遺贈の登記 第十二巻 一、六三三円

民事申立手続実例集(最新第2版) 第十三巻 一、〇〇〇円

新法相続登記申立手続実例集(家事審判) 第十四巻 一、〇、六八〇円

不動産担保・申立手続実例集 第十五巻 九、二二四円

成年後見登記の実務 第十六巻 改訂中

訂土地台帳法解説(復刊) 第十七巻 二、九一三円

改家屋台帳法解説 第十八巻 三、一〇七円

旧法親族の基礎知識 第十九巻 四、八五七円

〒113-8691 東京都文京区本郷5-11-3 (本郷局私書箱55号) tel. 03-3811-5312(代) fax. 03-3811-5545

株式会社 テイハン

表示価格は本体価(税別) 本の詳細はWebで http://www.teihan.co.jp/

## 好評図書のご案内

記載例を多用した、イメージしやすい解説！  
登記実務だけでなく、制度全般の理解も促す一冊



# 一般社団法人・財団法人 制度と登記の実務

吉岡誠一 著  
2015年12月刊 A5判 472頁 本体4,000円+税

【平成26年改正会社法対応！】定款の「戦略的運用」に不可欠！  
構成、申請方法から文例の解説、記載例までを体系的に提示



## 第3版 会社法定款事例集

日本公証人連合会 会長推薦

日本司法書士会連合会 会長推薦

定款の作成及び認証、定款変更の実務詳解

田村洋三 監修 土井万二・内藤卓 編集代表  
執筆/尾方宏行(司法書士)・楠木裕子(司法書士)・鈴木浩巳(司法書士)・泉水悟(司法書士)  
立花宣男(元東京法務局法人登記部門首席登記官)・森木田一毅(司法書士)  
2015年8月刊 B5判 472頁 本体3,900円+税

購入者特典として  
定款事例のひな形や  
各条項文例が  
当社ホームページより  
無料ダウンロード  
できます！

「実務家にとって必須のポイント」を網羅  
理解を促すための必読書



## 実務解説 わかりやすい 商業登記のポイント

神崎満治郎 著  
2015年8月 A5判 404頁 本体3,500円+税

さらに使いやすく便利に！  
全面的に見直し、内容が充実した新シリーズ



## 全訂新版 渉外戸籍のための 各国法律と要件 第1巻 (全6巻)

8年ぶり、待望の改訂！

木村三男 監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利 編著  
2015年11月刊 A5判 1,092頁 本体8,000円+税

ポイントを網羅した全205問！  
関係する全ての実務家にとっての必携書



## Q&A 道路・通路に関する法律と実務

日本司法書士会連合会 会長推薦

登記・接道・通行権・都市計画

末光祐一 著  
2015年6月刊 A5判 584頁 本体5,300円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>  
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)

手間どる業務はおまかせください。

The Pro-firm System Series  
**サムポローニア8**

The Pro-firm System Series  
**サムポローニア8** CLOUD

## 司法書士の「思考する時間」を守る。

各システムとのデータ連携、多彩なオプションソフトウェアなど、業種に特化したソフトウェアならではの強みを発揮し、司法書士の方々にとってもっとも大切な「思考する時間」を守る。それがサムポローニアの設計思想です。

1 司法書士業務支援ソフトウェアを30年以上にわたって手がけてきた信頼と実績。

2 わかり易い入力画面をはじめとする優れた操作性。

3 受任業務から申請業務、請求、会計処理まで対応する充実した機能。

4 パッケージ型システムと高度なセキュリティのクラウド型システムをご用意。

5 法改正、オンライン申請などさまざまな司法書士業務の変化に対応。

6 司法書士業務を熟知した専任のオペレータが対応する充実のサポート体制。

7 日立グループの総合的なサービス・ソリューションにより、よりよいビジネス環境づくりをご提案。

8 豊富なシステムラインナップで、業務をしっかり支援。  
▶受任管理システム/事件管理システム  
▶登記情報管理システム  
▶権利登記システム  
▶相続関連書類作成システム/マンション登記システム/表示登記システム  
▶商業・法人登記システム  
▶請求会計システム  
▶成年後見システム  
▶電子認証システム/裁判業務システム/債権譲渡システム/動産譲渡システム/休眠抵当利息計算システム

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

株式会社 さかのうシステム

〒899-5653 鹿児島県始良市池島町19番地3

電話番号：0995-70-0299 FAX 番号：0995-70-0655

担当：西尾

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

上野ビジネスセンター TEL.03-3874-8511

営業所：関東営業所/東北営業所/名古屋営業所/西日本営業所/九州営業所

# 折込方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

## 登記識別情報通知書専用封筒

封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。

封筒サイズ：293×215 mm（ペロ部分を除く）



1袋 100枚入

**6,100 円**（税抜）



商品No.2002 ソフトグリーン

商品No.2005 ソフトブルー

商品No.2006 ソフトオレンジ

名入印刷は 1,000 枚より承っております。（無料）



157R



157S

## 識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。

開封前の通知書はそのまま収納出来ます。

開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。

両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

商品No.157R（上部注意書き入り）  
1袋 100枚 **3,000 円**（税抜）

商品No.157S（上下注意書き入り）  
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

商品No.157W（上下注意書き入り / 縦じり（15mm）付）  
※こちらに対応する表紙は商品No.518WG 特大サイズのみです。  
デザインは 157S と共通になります。  
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

## プロテクトシート フィルムタイプ 1袋 10シート（80枚入）2,400 円（税抜）

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。

ミシン目部分以外（透明部分）は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。

法務局と同様にミシン目方式を採用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。

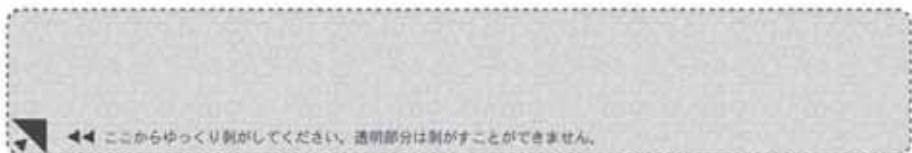
※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。

サイズ 150 mm × 33 mm（窓部 130 mm × 21 mm）

No.345 桐マーク入り



No.346 無地



名入れ印刷（黒文字 / 白文字）は、800 枚（税抜 48,000 円）より承っております！

# HSC

ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい！

法令書式センター大阪営業所 <http://www.hourei-sc.co.jp>

hourei shoshiki center 〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町1番3号2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486

話し合いで  
解決しませんか？

## 鹿児島県司法書士会調停センター

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

ADR実施手数料  
無料キャンペーン

平成27年7月21日～  
平成28年3月31日

平成27年7月21日から平成28年3月31日まで  
ADR実施手数料（申立手数料、手続実施者報酬、合意成立手数料等）が  
無料でご利用いただけます。  
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で  
トラブルに  
なっている…

アパートの借主が  
家賃を  
払ってくれない…

友人に  
貸したお金が  
返ってこない…

数ヶ月前から  
会社が給料を  
支払ってくれない…

大家さんが  
敷金を  
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ  
ケガをしたが  
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・・



あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



### お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：http://www.shihou-kagoshima.or.jp/

